

教育委員会事務局
各教育機関

堺市学校事務職員等昇任試験規程（平成29年教育委員会教育長庁達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月4日

堺市教育委員会
教育長 粟井明彦

第1条中「決定する試験」を「決定する選考試験」に改める。

第2条第2項中「全て」を「いずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 基準日において40歳以上51歳未満であり、かつ、基準日の満了をもって本市在職期間が2年以上7年未満となる者
- (2) 基準日において51歳以上であり、かつ、基準日の満了をもって本市在職期間が2年以上4年未満となる者

第3条第1項の表中「34歳」を「32歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この庁達は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この庁達による改正後の第2条第1項第1号に該当する学校事務職員等のうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に採用され、かつ、令和5年3月31日における年齢が41歳以上であるものに係る同条の規定の適用については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、同条第2項第1号中「40歳以上51歳未満」とあるのは「41歳以上52歳未満」と、「2年以上7年未満」とあるのは「3年以上8年未満」とする。